

第 26 号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成 18 年加東市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(保険料率)	(保険料率)

第5条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 35,400円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 53,100円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,100円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,700円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,800円
- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 84,900円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 92,000円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 106,200円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 120,300円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 134,500円

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市

第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 33,300円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 50,100円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,500円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 65,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,200円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 87,800円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 95,100円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 109,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 124,400円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 139,000円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 153,700円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 168,300円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 175,600円

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

の定める額は、320万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、500万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,200円とする。

7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,400円とする。

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,500円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の

[削る]

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,800円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,500円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,100円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号に該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保

<p>属する月から令第39条第1項第1号から第9号までに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第13号までに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 〔略〕</p>
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の加東市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 第26号議案 要旨

### 加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の一部が改正されることから、介護保険料の多段階化並びに基準所得金額及び介護保険料の改正のため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

##### (1) 保険料の所得段階を新たに加えること。（第5条関係）

保険料の所得段階に第11段階、第12段階及び第13段階を増設し、10段階から13段階に改めること。

##### (2) 基準所得金額を改めること。（第5条関係）

所得段階のうち、第9段階から第13段階までを区分する基準所得金額を政令及び省令に定める額とすること。

##### (3) 保険料率を定めること。（第5条関係）

第9期（令和6年度から令和8年度まで）介護保険料基準額（以下「基準額」という。）を73,200円とし、第1号被保険者の前年の合計所得金額等により保険料を下表のとおり定めること。

保険料段階	対象者	構成比（%）	基準額に対する割合	年額保険料（円）
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	11.8	0.455	33,300
			公費負担による軽減後は 0.285	公費負担による軽減後は 20,800
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	8.8	0.685	50,100
			公費負担による軽減後は 0.485	公費負担による軽減後は 35,500
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年	7.5	0.69	50,500

	の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120 万円超の方		公費負担による軽減後は 0.685	公費負担による軽減後は 50,100
第 4 段階	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	10.5	0.9	65,800
第 5 段階	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第 4 段階以外の方	17.6	1.0	73,200
第 6 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	15.6	1.2	87,800
第 7 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	15.5	1.3	95,100
第 8 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	6.9	1.5	109,800
第 9 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	2.5	1.7	124,400
第 10 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.1	1.9	139,000
第 11 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	0.6	2.1	153,700
第 12 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	0.3	2.3	168,300
第 13 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	1.3	2.4	175,600
合計	—	100.0	—	—

### 3 市民負担への影響

基準額となる第 5 段階の年額保険料は、2,400 円増加する。なお、公費負担により市民税非課税世帯の基準額に対する割合を引き下げることによって、第 1 段階に区分される第 1 号被保険者の年額保険料負担にあっては 12,500 円、第 2 段階に区分される第 1 号被保険者の年額保険料負担にあっては 14,600 円、第 3 段階に区分される第 1 号被保険者の年額保険料負担にあっては 400 円軽減する。

また、保険料所得段階の多段階化によって第 8 期計画において 10 段階であった所得段

階を細分化し、新たに3段階増設し、13段階とした。それにより、第9期計画における第10段階に区分される第1号被保険者の年額保険料と比べて、第11段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担にあつては14,700円、第12段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担にあつては29,300円、第13段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担にあつては36,600円増加する。

#### 4 市財政への影響

介護サービス給付費等の増加により、保険料収納必要額は約2,476,055千円で、約155,391千円の増加が見込まれる。一方、65歳以上の第1号被保険者の増加に伴う保険料収納額の増加や介護給付費準備基金の取崩しにより、介護保険事業特別会計の収支の均衡は保たれる。

第1段階から第3段階までに区分される第1号被保険者に係る軽減補助金額は、3年間で総額約92,106千円、うち市の負担分は約23,027千円と見込んでいる。

また、新たに設けられた所得段階の第11段階から第13段階までに区分される第1号被保険者に係る保険料は3年間で総額120,055千円と見込んでいる。

#### 5 施行期日 令和6年4月1日